

社会福祉法人聖ヨハネ会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖ヨハネ会（以下「当法人」という）第二十二条の規定に基づき、役員（理事及び監事）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
 - (2) 非常勤役員については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 2 常勤役員に対する退職手当は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額
- (3) 退職手当については、別表3に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、法人本部職員給与規程に定める通勤手当に準ずる額

(非常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表4に定める額
- (2) 職務のための移動に伴う交通費は日額2千円を支給する。なお交通費の実費額が2千円を超える場合にはその実費相当額を支給する。
- (3) 出張等による交通費、宿泊料は、その実費額を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬等は、別表5の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし支給日が休日または土曜日に当たるときは、その前日に支給する。

- (2) 賞与については、毎年6月と12月に支給する。
 - (3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内に支給する。
- 2 非常勤役員に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合には、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年6月21日より施行する。

別表 1 (常勤役員の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 100 万円
業務執行理事	月額 80 万円
理事	月額 60 万円

別表 2 (常勤役員の賞与)

6 月の賞与	報酬月額×2 か月分以内
1 2 月の賞与	報酬月額×2 か月分以内

別表 3 (常勤役員の退職金算定式)

最終報酬月額×在任年数×係数 (1 とする)

※上記在任年数は 1 か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1 か月未満は 1 か月に切り上げる。

別表 4 (非常勤役員の報酬)

(1) 理事

項目	日額
理事会等会議への出席	1 万円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	1 万円

(2) 監事

項目	日額
監事監査等への出席	1 万円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	1 万円

別表 5 (職員給与との併給)

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。

役職名	役員報酬額
業務執行理事	月額 5 万円
理事	月額 5 万円